陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　３７　号
件　　名	審査庁と処分庁が同じ執行機関では公正な審査はできないので法整備を国に求めることについて
要　　旨	審査請求制度は，行政庁の処分に関し，訴訟によらず，行政の自己反省機能を生かし，簡易，迅速に国民の権利救済を図るものとして，行政不服審査法でその手続が定められています。 地方公共団体の教育委員会，人事委員会，監査委員といった行政委員会等は，地方自治法により市長の外に置く執行機関であり，上級行政庁が存在しないため，当該行政委員会等が審査庁を担います。 以上のことから次のことを求め陳情いたします。 記 １　処分庁と審査庁が同じ執行機関にならないための法整備を行うこと。 ２　法整備に当たっては，地方公共団体の状況を踏まえて行うこと。
付託 年月日 委員会	令和元年 12 月 3 日　第１項，第２項　総務常任委員会
受　　理	令和元年 11 月 13 日　第 424 号